

鳥取県告示第 149 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字猪殺海側2175の1から2175の8まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字大欠ケ2144、2145の1、2147の2、2149の1、字小水無口2160の1、2163から2165まで、字大股2167の2、字大水無谷一ノ谷向側2174の3、2174の4、字猪殺海側2176の1から2176の9まで、字立曲ケ海側2177の1から2177の7まで、字立曲ケ山側2179の1から2179の4まで、2180の1から2180の11まで、字生鯖2189の1から2189の3まで、2190の1から2190の12まで、2191の1、2191の2、字大水無谷山側2192の3、2192の4、2192の11、字大水無谷2193の2から2193の4まで、2197の2、字猪殺向2184の5、2184の6、字戸張口ノ内猪隠谷2213の1、2213の2、字床尾谷ノ内山神上ミ2214、字床尾谷ノ内平左近2215の2から2215の9まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字小猿毛口1371、1372、字大猿毛1395

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)